

授業料等の納付について

1. 納入期限について

	前期	後期
納入期限	5月31日	11月30日
納入通知書送付時期	4月上旬	10月中旬
通知先	日本人	学費負担者（保証人）住所
	留学生	学生本人住所
問い合わせ先	経理課 TEL:076-229-6007（平日：9時～17時）	

【注意事項】

- ①日本学生支援機構の給付奨学生は、支援区分認定後に納付書を送付します。支援認定の申請中に納付書が届いた場合は、上記納入期限にかかわらず、納付を保留してください。
- ②高等教育の修学支援制度による授業料等減免を希望し、申請中の場合は、支援対象者としての認定が行われるまでの間、納付を猶予します。
- ③休学する場合は、休学許可後に納付書を送付します。

2. 未納者について

授業料等の滞納に係る督促は、郵便やメールで以下のとおり行います。

	前期	後期
納入期限	5月31日	11月30日
督促：第1回目	6月10日頃	12月10日頃
督促：第2回目	7月5日頃	1月5日頃
通知先	日本人	学費負担者（保証人）住所及び学生本人
	留学生	学生本人

【注意事項】

- ①督促を受けてもなお、正当な理由なく、授業料等を納めない場合は、学則により退学処分の対象となりますので十分注意してください。

3. 延納について

特別な事情（経済的理由及び不慮の事故、災害など）で、納入期限までに納付することができないときは、期限を延長することができる場合があります。

	前期	後期
延納願提出期限	5月31日	11月30日
延納納入期限	8月31日	2月末日 卒業年次は1月31日
問合せ・提出先 (平日: 9時～17時)	薬学部	薬学学務課 TEL:076-229-6161
	薬学部以外	学生課 TEL:076-229-6000